

ヘイトスピーチ対策について法整備を求める意見書の提出について

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的発言（ヘイトスピーチ）が社会的関心を集めている。

昨年、国際連合自由権規約人権委員会は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対してこのような差別的言動に対処する措置をとるべきとの勧告をした。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っている。

最近では、京都地方裁判所および大阪高等裁判所において行われた特定の民族・国籍の外国人に対する発言に係る事件について違法性を認めた判決を最高裁判所が下している。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がなされている国もある。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねない。

よって、国および政府におかれては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を速やかに進められるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日

近江八幡市議会議長 園田 新一

衆議院議長	大島 理森 殿	}	宛
参議院議長	山崎 正昭 殿		
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿		
総務大臣	高市 早苗 殿		
法務大臣	岩城 光英 殿		